

## 令和4年度 生きるための支援施策に関連する事業の実施報告 【基本施策】

【評価】 A：十分達成（100%以上） B：概ね達成（70%以上） C：やや不十分（50%以上70%未満） D：不十分（50%未満）

No.	基本施策	内容	実施時期・回数	実施内容	対象者	評価 (A~D)	評価の理由 今後の展開・課題等	担当課
1		自殺対策計画審議会、自殺対策庁内推進委員会、自殺対策庁内担当者会議を開催します。	8月1日 3月20日	自殺対策計画審議会を8月1日、3月20日に実施しました。	各委員	A	当初計画通り実施。令和5年度は自殺対策計画策定年度のため、年4回の自殺対策計画審議会開催を予定します。	市民健康センター
2	基本施策1 地域における連携とネットワークの強化	民生委員・児童委員の活動を通じて本市の自殺の現状や取組について報告し、地域の見守り体制の充実に努めます。	通年	民生委員・児童委員の定例的な会議や研修等において、本市における自殺の現状等に関する情報の共有に努め、委員が行う見守り活動の一助とします。	民生委員 児童委員	C	民生委員の全体研修会としてゲートキーパー養成講座を開催予定でしたが、コロナの影響により中止しました。今後は民生委員の定例会等を活用し、情報の共有に努めます。	福祉総務課
3		坂戸市見守りネットワークにおいて、本市の自殺対策の現状や取組を報告し、地域の見守り体制の充実に努めます。	通年	見守りネットワークの研修会等を活用し、本市の自殺対策の現状や取り組みに関する報告等を行います。	全ての市民	B	見守りネットワーク研修会を開催し、自殺対策に関する情報を提供しました。	高齢者福祉課
4		障害者地域総合支援協議会において、本市の自殺対策の現状や取組を説明し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。	1月	坂戸市障害者総合支援協議会において、地域の実状を把握し、体制の整備について1月に協議を行いました。	委員	B	協議会において当初の目的を達成できました。	障害者福祉課
5	基本施策2 自殺対策を支える人材の育成 ①様々な職種を対象とする研修	民生委員を対象としたゲートキーパー養成講座を実施します。	3月14日 25名	民生委員を対象にゲートキーパー養成講座を実施しました。	民生委員 児童委員	B	一部地域の民生委員に対し、ゲートキーパー養成講座を実施。市内全体の民生委員・児童委員を対象とし、ゲートキーパー養成講座の実施を検討していきます。	市民健康センター
6		社会福祉協議会の職員や協力者等に対するゲートキーパー養成講座の受講を勧めます。	通年	社会福祉協議会の理事会及び評議員会並びに各種委員会等において、リーフレット等の配布をします。	市民50名	B	新型コロナウイルス感染症の影響により、社会福祉協議会が行う事業の多くが中止となったため。	坂戸市社会福祉協議会

## 令和4年度 生きるための支援施策に関連する事業の実施報告 【基本施策】

【評価】A：十分達成（100%以上） B：概ね達成（70%以上） C：やや不十分（50%以上70%未満） D：不十分（50%未満）

No.	基本施策	内容	実施時期・回数	実施内容	対象者	評価(A~D)	評価の理由 今後の展開・課題等	担当課
7		市民を対象としたゲートキーパー養成講座を実施します。	7月11日、14日、20日 計3回46名	運動や栄養の講座においても、ゲートキーパーについて内容を取り入れ、出前講座を実施しました。	市民	B	市民を対象とし、運動や栄養の出前講座にゲートキーパー養成講座を実施しました。今後も継続して養成講座受講を勧めます。	市民健康センター
8	基本施策2 自殺対策を支える人材の育成 ②一般市民を対象とする研修	身体障害者相談員、知的障害者相談員等に対し、ゲートキーパー養成講座の受講を勧めます。	随時	身体障害者相談員、知的障害者相談員、障害者等相談支援センター等に対し、ゲートキーパー養成講座の情報を提供し、受講を勧めました。	各相談員 各センター職員	B	市民健康センターで実施したゲートキーパー養成講座について周知し受講を勧めました。	障害者福祉課
9		社会福祉協議会が行う各種事業に際し、ゲートキーパー養成講座や自殺対策に関する情報提供を行います。	通年	社会福祉協議会が行う各種事業の際に、リーフレットの配布等による情報提供をします。	市民	B	会場入り口付近に自殺対策に関するリーフレットを設置しました。	坂戸市社会福祉協議会
10		メンタルチェックシステム「こころの体温計」を様々な機会に周知し、うつ病の早期発見を促すとともに相談窓口の啓発を行います。	通年	「こころの体温計」のリーフレットを成人集団検診、乳幼児健診、教室等の事業で配布しました。また、公民館、出張所、児童センター、老人福祉センター、福祉センター、中央図書館、市民総合運動公園、文化施設オルモ、文化会館ふれあ、シルバー人材センター、健康増進施設、高齢者福祉課、障害者福祉課に配布を依頼しました。 配布数：6,859枚	市民	A	当初計画通り配布。また、新規配布先として自治会回覧を実施し、配布数が昨年より増加しています。	市民健康センター
11		ゲートキーパーに関するパンフレットを作成し、市民一人ひとりが、ゲートキーパーとしての役割を果たせるよう、普及啓発を行います。	通年	出前講座や講演会、イベント等で配布しました 配布数：6,859枚	市民	A	当初計画通り配布。また、新規配布先として自治会回覧を実施し、配布数が昨年より増加しています。	市民健康センター
12		くらし展（消費生活展）において、こころの健康に関するリーフレット等を配布し、各種相談窓口の周知を図ります。	12/12~23	左記内容のとおり	市内・外問わず	A	当初の予定通りリーフレットを配布しました。	市民生活課
13	基本施策3 市民への啓発と周知 ①リーフレット・相談窓口案内の作成と周知	市民相談の案内一覧を作成し、様々な悩み事に関する相談窓口の周知を図ります。	通年	「市民相談のごあんない」を市内公共施設に配布するほか、広報やホームページを通して相談窓口を周知します。	市内・外問わず	A	当初の予定通り、市内公共施設で配布するほか、広報・ホームページに周知記事を掲載しました。	市民生活課
14		市民便利帳を発行し、市での手続きや、暮らしに役立つ情報、各種相談窓口の周知を図ります。	通年	市民便利帳を発行し、市での手続きや、暮らしに役立つ情報、各種相談窓口を掲載し周知を図ります。	市民	A	実施時期が不定期のため、最新の情報は他の方法で周知していきます。	広報広聴課
15		東日本大震災等で被災し、坂戸市へ被災されている方に対して、行政等の各種支援に関する情報提供を行います。	年6回	「福玉だより」や、埼玉県からの情報提供に関するチラシ等を郵送します。	避難者23名 (11世帯)	A	年6回郵送を行いました。引き続き、避難者の人数を再整理し、適切な支援ができるよう体制を検討していきます。	防災安全課
16		人権・同和問題の解決に向けての人権意識を高めるため、啓発冊子を配布し、市民への相談窓口等の周知を図ります。	通年	「こころのふれあい（リーフレット）」等の啓発冊子を市役所及び公民館等に設置し、市民への配布を依頼しました。また、市役所での人権相談や法務局の相談窓口等を、広報やホームページ等で周知しました。	市民	B	計画どおり配布しました。引き続き啓発を行っていきます。	人権推進課

## 令和4年度 生きるための支援施策に関連する事業の実施報告 【基本施策】

【評価】A：十分達成（100%以上） B：概ね達成（70%以上） C：やや不十分（50%以上70%未満） D：不十分（50%未満）

No.	基本施策	内容	実施時期・回数	実施内容	対象者	評価 (A~D)	評価の理由 今後の展開・課題等	担当課
17		女性のための心の栄養補給講座において、こころの健康に関するリーフレットを配布します。	年1回	5月22日（日）に開催した女性のための心の栄養補給講座出席者9名に対し、「こころの体温計」「あなたの周りに悩んでいる人はいませんか？」のリーフレットを配布。その他、悩み相談のホットライン、電話相談等のパンフレット・携帯カードを常時配架しました。	市民（10名）	B	計画どおり配布しました。引き続き啓発を行っていきます。	人権推進課
18		生活困窮者自立支援事業についてのリーフレットを作成し、生活の困りごとについての相談窓口を周知します。	通年	生活困窮者自立支援事業についてのリーフレットを作成し、生活の困りごとについての相談窓口を周知することで、生活困窮者の早期的な把握と支援へとつなげます。	市民	B	生活困窮者自立支援事業について、相談者が自立生活サポートセンター窓口で直接訪れている状況から、周知効果があったと認識しています。今後は、引き続き事業の周知に努めます。	福祉総務課
19		福祉に関する総合相談窓口を設置し、担当職員が相談者へ助言を行うとともに、相談内容に応じて関係各課へつなぎます。	通年	担当職員が相談者の困りごとを聞き取り、相談内容に応じて助言を行うとともに関係各課へとつなぎます。	市民	B	相談内容は、問題が複合的に絡み合うことが多く、解決に向け関係各課が連携することができました。相談内容の的確な把握など、今後も職員の知識等の向上に努めていきます。	福祉総務課
20	基本施策3 市民への啓発と周知 ①リーフレット・相談窓口案内の作成と周知	子育てに関する支援情報をまとめた子育てガイドブックを作成し、心配事等の相談窓口の情報を周知します。	通年	子育てガイドブック「みんなきらきら」を民間事業者との共同により公費負担なく、より読みやすい形で発行します。	子育て家庭	B	当初予定通り2,500部配布しました。今後もより読みやすい内容の見直しを継続していきます。	こども支援課
21		子育て講演会を実施し、こころの健康に関するリーフレットを配布し、各種相談窓口の周知を図ります。	10月・2回	子育て講演会を実施（26名参加）し、こころの健康に関するリーフレットを配布し、各種相談窓口の周知を図った。	子育て家庭	A	子育て講演会の参加者に、こころの健康に関するリーフレットを配布し、各種相談窓口の周知しました。	保育課
22		高齢者福祉ガイド、エンディングノート、認知症ガイドブックを作成し、相談機関等の周知を図ります。	随時	高齢者の在宅福祉事業等の福祉保健サービスを掲載した冊子を作成・配布します。	市民	B	引き続き周知を図ります。	高齢者福祉課
23		障害者等のてびきに、障害者やその家族に対して、各種支援に関する相談窓口の情報を掲載し、対象者に配布します。	通年	障害者等のてびきに、障害者やその家族に対して、各種支援に関する相談窓口の情報を掲載し、対象者に配布しました。	市民	A	当初の計画していた内容を実施しました。	障害者福祉課
24		福祉であいの広場等のイベント開催に際し、こころの健康に関するリーフレット等を配布します。	随時	障害者週間等に際しイベント開催に際し、こころの健康に関するリーフレット等を配布しました。	来場者	A	当初の計画していた内容を実施しました。	障害者福祉課
25		企業向けの人権研修会等において、こころの健康に関するリーフレット等を配布します。	2月	若者等の職場定着支援セミナー（動画配信形式）の受講事業者に対し、こころの健康に関するリーフレットを送付します。	50名	B	動画の視聴回数は109回あったが、参加事業者数は4事業者であり、リーフレットはその4事業者へ送付した。配布対象者を明確にするためにも、来年度は対面でセミナーの実施を予定しています。	商工労政課

## 令和4年度 生きるための支援施策に関連する事業の実施報告 【基本施策】

【評価】A：十分達成（100%以上） B：概ね達成（70%以上） C：やや不十分（50%以上70%未満） D：不十分（50%未満）

No.	基本施策	内容	実施時期・回数	実施内容	対象者	評価(A~D)	評価の理由 今後の展開・課題等	担当課
26		全児童・生徒にじめや不登校、学校生活等に関する相談先を案内します。	3月	県教育局が作成したいじめや不登校、学校生活等に関する相談先を掲載したカード等を配布します。	全児童生徒	A	県教育局が作成したいじめや不登校、学校生活等に関する相談先を掲載したカード等を配布しました。	学校教育課
27		子どもに関するいろいろな悩みについての相談先を掲載したリーフレットを作成し、周知します。	4月	子どもに関するいろいろな悩みについての相談先を掲載したリーフレットを作成し、小・中学校入学時に周知します。	小・中学校1年生	A	子どもに関するいろいろな悩みについての相談先を掲載したリーフレットを作成し、小・中学校入学時に周知できました。	教育センター
28	基本施策3 市民への啓発と周知 ①リーフレット・相談窓口案内の作成と周知	坂戸市人権教育推進協議会、青少年育成坂戸市民会議において、相談先情報を掲載したこころの健康に関するリーフレット等を配布します。	坂戸市人権教育推進協議会（書面審議）R4.5.9~R4.5.27 青少年育成坂戸市民会議総会（書面会議）R4.5.10~R4.5.20	坂戸市人権教育推進協議会の研修会や青少年育成坂戸市民会議開催時において出席者へこころの体温計リーフレットを配布します。	坂戸市人権教育推進協議会委員 青少年育成坂戸市民会議構成員	D	書面審議となったため、出席者への配布ができなかったが、引き続き啓発を継続します。	社会教育課
29		社会福祉協議会が作成する情報誌の紙面を活用し、生活の悩みの相談等の窓口情報を周知します。	年3回	「はんどtoはんど」等を活用し、住民への周知を行います。	市民	A	社会福祉協議会の広報紙「はんどtoはんど」に、心配ごと相談の窓口情報を提供しました。	坂戸市社会福祉協議会
30		商工会の会合や会員向け広報誌において、自殺対策に関するリーフレット、勤務問題及びこころの健康に関する相談窓口についての情報提供を行います。	年1回	商工会会員向けの広報誌である商工会報において、自殺対策に関するリーフレット等情報提供を行います。	1,600件	A	令和4年9月発行の商工会報送付時に、自殺対策に関するリーフレットを同封し、配布を行いました。今後も継続して行っていきます。	坂戸市商工会
31		精神保健や自殺対策に関する講演会を実施し、こころの健康づくりについて普及啓発します。	11月27日 坂戸市民3名	坂戸保健所や管内市町と共催で講演会を実施しました。	市民	B	当初計画通り実施しました。参加者を増やすため、周知方法について、検討していきます。	市民健康センター
32	基本施策3 市民への啓発と周知 ②市民向け講演会、イベント等の開催	鉄道事業者と協働して、市内各駅において、事故防止の啓発物品や「こころの体温計」のチラシを配布します。	中止	坂戸駅、北坂戸駅、若葉駅において、啓発品や「こころの体温計」のチラシを配布します。	市民	D	鉄道フェアが中止となったためチラシ配布が困難となり、坂戸駅南北自由通路に普及啓発用ステッカーを掲示しました。	市民健康センター
33		図書館のテーマ展示の際に、こころの健康づくり(自殺予防)について取り上げます。	令和5年2月24日~3月23日	こころの悩み事の大半は人間関係によるものが多く、一人で思い悩んでしまう方々に参考となる本を自殺対策強化月間にあわせて展示をします。	利用者	B	展示を行った本の大部分の利用がされていたため(95%)	図書館
34	基本施策3 市民への啓発と周知 ③メディアを活用した啓発活動	自殺予防週間(9月10~16日)、アルコール関連問題普及啓発週間(11月10~16日)、自殺対策強化月間(3月)について、広報やホームページに掲載し、こころの健康づくりについて普及啓発します。	9月 3月	自殺予防週間(9月10日~16日)において、自殺対策に啓発を図るため、市役所市民ホールでパネル展を実施しました。また、自殺対策強化月間(3月)において、多くの市民に自殺対策に啓発を図るため、市内駅において、自殺対策強化月間の掲示物を貼り、周知しました。また、9月、3月に広報さかどで関連記事を掲載、2月に商工会報に関連記事を掲載しました。	市民	A	当初計画通りに実施しました。また、新規の取り組みとして商工会報に自殺対策強化月間について関連記事を掲載しました。	市民健康センター

## 令和4年度 生きるための支援施策に関連する事業の実施報告 【基本施策】

【評価】A：十分達成（100%以上） B：概ね達成（70%以上） C：やや不十分（50%以上70%未満） D：不十分（50%未満）

No.	基本施策	内容	実施時期・回数	実施内容	対象者	評価 (A~D)	評価の理由 今後の展開・課題等	担当課
35	基本施策3 市民への啓発と周知 ③メディアを活用した啓発活動	広報さかど、ホームページ、SNSを通じて、市での手続きや暮らしに役立つ情報、各種相談窓口の周知を図ります。	通年	こころの健康に関する内容について、広報さかど、ホームページ、各種SNSで情報発信を行います。	市民	A	情報発信は、それぞれのツールの特色を生かした方法で行っていく必要があります。	広報広聴課
36		坂戸市区長会全体研修会等において、坂戸市の自殺対策の現状や取組を説明し、地域の見守り体制の推進に努めます。	R4.5.18	全区・自治会長あて、こころの体温計リーフレットを配布し、相談窓口等を周知します。	区・自治会長	A	坂戸市区長会定期総会が、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面決議としました。その通知の際に、こころの体温計リーフレットを全区・自治会長に送付しました。	市民生活課
37	基本施策3 市民への啓発と周知 ④地域や学校と連携した情報の発信	児童の通学時の交通安全指導を行っている交通指導員の研修会等において、本市の自殺の現状や取組及び相談窓口等の情報提供を行います。	12月	交通指導員研修会でこころの体温計リーフレット等を配布します。	交通指導員	C	情報提供をする機会が無かったため、令和5年度は研修会等を通じて積極的に情報提供を呼び掛けます。	交通対策課
38		要保護児童対策地域協議会において本市の自殺の現状や取組を説明し、相談窓口等の情報提供を行います。	通年	要保護児童対策地域協議会研修会等において、参考資料の配布等を行い、情報提供を行います。	市民	B	当初予定通り実施しました。今後も継続して研修会を計画していきます。	こども支援課
39		地域の方や学校等をメンバーとした協議会等にて、生きるための支援について発信します。	8月、12月 年2回	坂戸市いじめ問題対策連絡協議会等にて、学校での現状や取組を説明し、相談窓口等の情報提供を行います。	学校、警察、民生児童委員、こども支援課、児童相談所	B	本市におけるいじめの認知件数やいじめの態様のデータを委員に説明するとともに、いじめ重大事態への対応について周知することができたため	学校教育課
40		精神科医師による相談を実施することにより、相談者の抱える不安や負担を軽減するとともに、うつ病等精神疾患の早期発見、早期治療に努めます。	年4回6名	精神科医師による相談を実施し、必要時間関係機関と連携し、支援や治療へつなげていきます。	市民	A	当初計画通りに実施しました。今後も相談窓口について周知し、必要時支援につなげていきます。	市民健康センター
41		精神障害者家族対象の学習会を実施し、家族への支援を行います。	8月4日 4人 11月4日 2人	精神障害者家族対象の学習会を実施。講師による勉強会や家族間の情報共有を行います。	市民	B	勉強会及び情報交換会を実施しました。勉強会内容を検討し、今後も継続して支援を行っていきます。また、参加人数が少ないため周知方法についても検討していきます。	市民健康センター
42	基本施策4 生きることの促進要因への支援 ①自殺リスクを抱える可能性のある方への支援	保健師による相談やグループ活動を通じて、精神障害を持つ方や家族への支援を行います。	通年	精神障害を持つ方や家族からの電話・訪問・来所相談を通じて、支援を行います。 精神相談面接：延25件、訪問：延9件、電話：延86件	市民	A	電話・訪問・来所での相談を通じ、支援を行いました。今後も相談窓口の普及啓発を引き続き実施してまいります。	市民健康センター
43		障害者自立支援給付費等の支給に際し、対象者の状況把握に努め、必要に応じて他の相談窓口へつなぎます。	通年	障害者自立支援給付費等の支給に際し、対象者の状況把握に努め、必要に応じて他の相談窓口へつなぎました。	支援が必要な障害者	B	当初の計画していた内容を実施しました。	障害者福祉課
44		療育を必要とする障害児の給付費等の支給に際し、対象者の状況把握に努め、必要に応じて他の相談窓口へつなぎます。	通年	療育を必要とする障害児の給付費等の支給に際し、対象者の状況把握に努め、必要に応じて他の相談窓口へつなぎました。	支援が必要な障害者	B	当初の計画していた内容を実施しました。	障害者福祉課

## 令和4年度 生きるための支援施策に関連する事業の実施報告 【基本施策】

【評価】A：十分達成（100%以上） B：概ね達成（70%以上） C：やや不十分（50%以上70%未満） D：不十分（50%未満）

No.	基本施策	内容	実施時期・回数	実施内容	対象者	評価 (A~D)	評価の理由 今後の展開・課題等	担当課
45		障害者等からの相談に応じて必要な情報の提供や助言、在宅生活や障害福祉サービスの利用に関する援助、調整等の支援を行います。	通年	障害者等からの相談に応じて必要な情報の提供や助言、在宅生活や障害福祉サービスの利用に関する援助、調整等の支援を行いました。	支援が必要な障害者	B	当初の計画していた内容を実施しました。	障害者福祉課
46		重度心身障害者手当等の支給に際し、対象者の状況把握に努め、重度心身障害者の経済的及び精神的負担の軽減を図ります。	通年	重度心身障害者手当等の支給に際し、対象者の状況把握に努め、重度心身障害者の経済的及び精神的負担の軽減を図りました。	支援が必要な障害者	B	当初の計画していた内容を実施しました。	障害者福祉課
47		就労支援センターにおいて、対象者の状況把握に努め、仕事以外の問題に対し必要に応じて他の相談窓口へつなぎます。	通年	就労支援センターにおいて、対象者の状況把握に努め、仕事以外の問題に対し必要に応じて他の相談窓口へつなぎました。	支援が必要な障害者	B	当初の計画していた内容を実施しました。	障害者福祉課
48		障害者等の虐待に関する通報や相談を受け、対象者の状況把握に努め、必要に応じて関係機関へつなぎます。	随時	見守りネットワーク登録団体に呼びかけ、異変に気付いた時の体制を構築します。また、夜間休日の虐待通報に関しては、埼玉県内共通虐待通報ダイヤルを設置し、24時間365日虐待通報を受けられる体制を整備します。（障害者福祉課） 虐待の早期発見・早期対応をするため、関係機関と連携を図ります。また、夜間休日の虐待相談については、埼玉県が設置している虐待通報ダイヤルの周知を図ります。（高齢者福祉課）	市民	B	当初の計画していた内容を実施できました（障害者福祉課） 虐待の早期発見・早期対応をするため、関係機関と連携を図りました。また、夜間休日の虐待相談については、埼玉県が設置している虐待通報ダイヤルの周知を図りました。（高齢者福祉課）	障害者福祉課 高齢者福祉課
49	基本施策4 生きることの促進要因への支援 ①自殺リスクを抱える可能性のある方への支援	妊産婦等の状況を把握し、支援計画の作成等を行うとともに、産後ケア事業や産前産後サポート事業により、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援を継続します。	産後ケア 実人数19名 延利用回数79回  産前産後サポート事業 実施回数16回 参加延39人	母子(親子)手帳交付時に行う面接を通じて、妊娠期から支援を行い、産後は育児不安等を抱えている産婦に対しては、産後ケアや産前産後サポート事業を通して、安心して育児に取り組めるよう継続的に支援を行いました。	妊産婦	B	産後ケアは継続的に通うことで母の育児不安の軽減に繋がりました。しかしながら、交通手段がないことを理由に利用できない産婦もあり、誰でも安心して利用できるような令和5年度から既存の通所事業に加え、居宅訪問事業を開始しました。今後も必要な方にサービスが届くよう周知していきます。	市民健康センター
50		母子(親子)健康手帳の交付や発達相談の機会を活用し、自殺リスクの高い保護者の早期発見に努め、必要に応じて関係機関と連携し支援を行います。	妊娠届出数491件 すくすく発達相談の来所者数99名 ここに親子相談の来所者数17名	母子(親子)手帳交付時に行う面接を通じて、妊娠期から支援を行います。また、子どもの発育発達について不安を感じている保護者の相談を受け、必要時は親子教室やすくすく発達相談等につなげ継続的な支援を行います。	妊婦 乳幼児とその保護者等	A	妊娠届出の際に全員面談を実施し、必要時支援を行いました。 発達相談については、相談があった際に必要な支援を実施しました。 今後も継続し支援を実施します。	市民健康センター
51		不妊治療の経済的負担を軽減するために、埼玉県不妊治療費助成事業の支給決定を受けている夫婦に対し治療費用の一部を助成します。また、夫婦ともに受けた早期不妊検査に対し、検査費用の一部を助成します。	①不妊治療費助成事業 30件 ②早期不妊治療費助成事業 16件 ③不育症検査助成事業 3件	埼玉県不妊治療費助成事業の支給決定を受けている夫婦に対し10万円を限度に治療費用の一部を助成します。また、夫婦ともに受けた早期不妊検査に対し2万円を限度に検査費用の一部を助成します。また、不育症検査の検査費用の一部を2万円を限度に助成します。	助成対象となる治療・検査を受けた夫婦	A	申請者に対し、適正に給付を行いました。  令和5年度より、医療保険適用後の不妊治療に対して助成を開始します。また、早期不妊検査、不育症検査を行った、助成対象者のうち、検査開始時の妻の年齢が35歳未満の夫婦に対してのみ、助成額を拡充し3万円を限度とします。	市民健康センター

## 令和4年度 生きるための支援施策に関連する事業の実施報告 【基本施策】

【評価】A：十分達成（100%以上） B：概ね達成（70%以上） C：やや不十分（50%以上70%未満） D：不十分（50%未満）

No.	基本施策	内容	実施時期・回数	実施内容	対象者	評価(A~D)	評価の理由 今後の展開・課題等	担当課
52		入院医療を必要とする未熟児に対して、経済的な負担を軽減するため、その養育に必要な医療費を給付します。	通年	入院医療を必要とする未熟児に対して、養育に必要な医療費の給付を行います。	入院治療を必要とする未熟児	A	申請者に対し、適正に給付を行いました。今後も継続して周知を行い対象者へ適正に給付していきます。	市民健康センター
53		母子保健推進員等が、産後うつ病の早期発見を目的とし、産婦訪問時にEPDS（エジンバラ産後うつ病質問票）を実施します。また、赤ちゃん訪問や乳幼児健診の未受診者訪問により、家庭状況等の把握に努め、必要に応じて適切な支援につなぎます。	乳児家庭全戸訪問数 427件 未受診者に対して訪問で対応した件数 108件	4か月未満の赤ちゃんのいる家庭をすべて訪問し、EPDSを実施しながら育児不安やサポート状況を確認し切れ目のない支援を行います。未受診者へも訪問を実施し、発育発達等の相談を通じて、支援を行います。	産婦、乳児、乳幼児健診の未受診者	A	乳児家庭全戸訪問時には必ず産婦の体調を確認し、必要であればその後のフォローを実施しました。未受診者についても、訪問で不在だった場合は電話等を行い、状況の把握を行いました。今後も継続して支援を行っていきます。	市民健康センター
54		乳幼児健診、相談等において、保護者の負担や不安感の軽減に努め、必要に応じて適切な支援につなぎます。	乳幼児健診月2回 10か月児健康相談会月1回 乳幼児健康相談会年6回（奇数月）	乳幼児健診は3か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診を実施している。また、10か月児健康相談会や乳幼児健康相談を実施し、保護者等の負担や不安感の軽減に努め、必要に応じて適切な支援につなぎます。	乳幼児とその保護者等	A	保護者に対して質問票やアンケートを用いて相談・指導を行い、必要に応じて後日電話連絡や教室等に繋げることができています。未受診者に対しては、直接訪問及び電話連絡を行い、状況の把握に努めています。	市民健康センター
55	基本施策4 生きることの促進要因への支援 ①自殺リスクを抱える可能性のある方への支援	パパママ講座や離乳食教室等で、妊娠や育児不安等の問題の状況把握に努め、必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。	パパママ講座年9回 (5.6.7.8.9.11.12.R5.1.2月) 離乳食講習会年6回 (4.6.8.10.12.R5.2月)	妊産婦やその家族に対し、教室を実施し、個別相談等を通じ出産や育児に不安のあるものに対し適切な支援を行います。	坂戸市在住の妊婦と夫、その家族	A	両教室共に個別相談希望者やフォロー対象者全員に対応を行うことができています。教室のアンケート結果も満足度が高く、パパママ講座は出産前に妊婦に、離乳食講習会は3か月健診後～10か月健診までの間の保護者に対し直接アプローチできる機会と考えています。参加者数が伸び悩んでいますが、教室内容を見直し改善に努めています。	市民健康センター
56		発育発達に遅れのある乳幼児や育児不安を持つ保護者等、支援が必要な親子に対し教室を行い、乳幼児の発達を促します。	のびのび親子教室 参加延べ人数408人	発育発達に遅れのある児に対し、小集団の中で刺激を与えることで児の精神発達及び運動発達を促すと共に、個別指導により親がその児にあわせた日常生活でのかわり方を学び、親子関係の大切さを感じながら楽しく子育てができるよう支援します。	当該年度4月1日時点で2歳未満児の幼児と保護者	A	対象者に対し、適切に教室を案内し、希望した対象者が継続して参加できるよう支援を行いました。今後も継続し事業を行い支援していきます。	市民健康センター
57		家庭児童相談において、養育に関連して発生する様々な児童問題の解決を図るため、対象者の状況把握に努め、家庭児童の福祉に関して適切な支援を行います。	通年	養育や家庭環境等の相談を受け、必要に応じて、助言や関係機関と連携を図り、適切な支援に繋がっていきます。	市民	B	相談件数2,705件。適切な支援を実施しました。今後も必要な支援を継続していきます。	こども支援課
58		子育て支援拠点施設において、地域の子ども・子育て支援に関する相談を通じ、対象者の状況把握に努め、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を図ります。	通年	保育士資格等を有した職員を配置し、子育て等に関する相談を受ける体制を整え、必要に応じて助言や関係機関と連携を図り、適切な支援に繋がっていきます。	乳幼児親子	B	予定通り実施しました。今後も利用しやすい施設とするため見直しを継続していきます。	こども支援課

## 令和4年度 生きるための支援施策に関連する事業の実施報告 【基本施策】

【評価】A：十分達成（100%以上） B：概ね達成（70%以上） C：やや不十分（50%以上70%未満） D：不十分（50%未満）

No.	基本施策	内容	実施時期・回数	実施内容	対象者	評価 (A~D)	評価の理由 今後の展開・課題等	担当課
59		養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育環境の改善を図るための支援を実施します。	通年 30件の家庭訪問を実施	養育支援が特に必要な家庭に対して、養育支援家庭訪問員による訪問を行い、適切な養育環境の改善を図るための支援を行います。	子育て家族	A	今後も継続して支援を実施していきます。	こども支援課
60		保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により、家庭において児童を養育することが困難となった場合等に児童養護施設で一定期間（原則7日以内）の養育・保護を行います。	通年 利用実人数3人 年間利用延べ日数8日	児童養護施設と委託契約を結び、当該制度の利用体制を整えます。	2歳以上の児童とその保護者	B	今後も継続して事業を実施していきます。	こども支援課
61		言葉の遅れ等が見られる児童とその保護者を対象にグループ指導教室を実施し、保護者の悩みに対し支援を行うとともに、適切な支援を行います。	通年 チューリップ教室28回 すみれ教室29回 さくらんぼ教室22回 ひまわり教室2回	グループ指導教室中や教室の個別面談の中で、保護者の相談を受け、必要に応じて助言や関係機関と連携を図り、適切な支援に繋がっていきます。	当該年度4月1日時点で2歳以上の幼児から小学生までの児童と保護者	B	今後も必要な家庭に支援をつなげていきます。	こども支援課
62		ファミリー・サポート・センターにおいて、子育ての相互援助活動を行い、保護者の育児支援を推進します。	通年	業務委託によりファミリー・サポート・センターの運営を行い、保護者の育児支援を推進します。	小学6年生までの児童を持つ保護者	B	当初予定通り実施しました。今後も利用促進のため、適宜活動の見直し、事業を継続していきます。	こども支援課
63	基本施策4 生きることの促進要因への支援 ①自殺リスクを抱える可能性のある方への支援	児童扶養手当の申請やひとり親家庭等医療費支給申請等において、対象者の状況把握に努め、必要に応じて相談機関につなぎます。	通年	申請の際、家庭の問題の有無についても聴取し、該当する担当課を案内するとともに、必要に応じて該当する機関に情報提供を行います。	婚姻を解消した等の児童を監護する父母	B	当初予定通り実施。今後も必要な支援につなげていきます。	こども支援課
64		母子家庭や父子家庭の生活や就労の相談に応じます。	通年	母子家庭や父子家庭の生活や就労の相談に応じ、必要な場合は、日常生活に支障があるひとり親家庭等に支援員を派遣します。	婚姻を解消した等の児童を監護する父母	C	今年度派遣実績なし。利用促進を図るため更なる周知を図ります。	こども支援課
65		子育て支援センターにおいて子育て相談を実施し、必要に応じて適切な機関へつなぎます。	通年・115件	子育て支援センターにおいて子育て相談を実施し、必要に応じて適切な機関へつなぎました。	子育て家庭	A	年間を通して、市民の子育てに関する様々な相談を実施することができました。	保育課
66		人権相談を実施します。（プライバシー、様々な差別（障害のある人、女性等）、同和問題、家庭・近隣のトラブル等について）	月1回	主に毎月第2月曜日に人権擁護委員による人権相談を実施しました	市民	B	計画どおり実施しました。引き続き相談を行っています。	人権推進課
67		女性相談を実施します。（女性の様な悩み、夫や恋人からの暴力、LGBT等について）	月2回	主に毎月第1・3月曜日に専門カウンセラーによる女性相談を実施しました。	市民	B	計画どおり実施しました。引き続き相談を行っています。	人権推進課



## 令和4年度 生きるための支援施策に関連する事業の実施報告 【基本施策】

【評価】A：十分達成（100%以上） B：概ね達成（70%以上） C：やや不十分（50%以上70%未満） D：不十分（50%未満）

No.	基本施策	内容	実施時期・回数	実施内容	対象者	評価(A~D)	評価の理由 今後の展開・課題等	担当課
68		消費者トラブル、多重債務、相続等日常生活に関わる相談を実施し、相談内容に応じて必要な関係機関の紹介を行います。	毎週月曜日から金曜日まで	引き続き週5回実施し、市民の相談の解決を支援します。	市内・外問わず	A	当初の予定通り、週5回実施し、消費者に必要な知識や情報を提供しました。	市民生活課
69		犯罪被害に遭われた方やその家族等からの相談の受付を行い、該当する支援や関係機関につなぎます。	通年	左記内容のとおり	市民	A	犯罪被害に遭われた方から相談があり、関係機関につなぎました。引き続き、犯罪被害者支援の窓口として、案内できる機関を整理していきます。	防災安全課
70	基本施策4 生きることの促進要因への支援 ①自殺リスクを抱える可能性のある方への支援	騒音、振動、悪臭等の公害やペットに関する困りごとの相談を受けるとともに、必要に応じて適切な関係機関へつなぎます。	通年	・騒音、振動、悪臭等の公害についての相談 ・ペットに関する困りごとについての相談 ・関係機関の紹介	市民	B	公害に関する相談については、現地で音や振動、臭気を確認し、管理者に対し相談が寄せられた旨を伝え、改善するよう求めトラブルの未然防止に努めます。 他人のペットのフン害等は相手を特定することが難しいため、看板配布することにより啓発を図ります。 相談内容に応じて、県の機関等への紹介を引き続き行っていきます。	環境政策課
71		商工会会員の経営上の様々な課題に対して相談に応じ、経営者の状況に対し助言を行うとともに、必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。	通年	左記内容のとおり	市内企業 経営者	A	商工会会員の経営上の様々な課題に対して相談に応じ、経営者の状況に対して助言や最新の施策の情報提供を行いました。また、必要に応じて適切な相談窓口や支援機関等へつなぎました。	坂戸市商工会
72	基本施策4 生きることの促進要因への支援 ②自殺未遂者への支援	自殺予防パンフレットを救急出動時に対象者の家族等へ配布することで、自殺防止に努めます。	通年	左記内容のとおり	市民	C	救急出動時に配布は困難なことがあるため、次年度は窓口や講習時にも対応します。	坂戸・鶴ヶ島消防 組合消防本部 警防課
73	基本施策4 生きることの促進要因への支援 ③遺された人への支援	遺族の方への支援として、個別相談の機会の提供を行うほか、相談窓口や自助グループ等の周知を行います。	通年	ホームページで相談窓口や家族のつどい等の周知を行います。	市民	B	相談窓口について周知を行いました。引き続き、相談窓口や家族のつどい等について普及啓発していきます。	市民健康センター
74		運転免許証を返納した70歳未満の方に、市民バスの特別乗車証を発行し、出掛けやすい環境づくりを支援します。	通年	左記内容のとおり	市民	A	引き続き出掛けやすい環境づくりを支援します。	交通対策課
75	基本施策4 生きることの促進要因への支援 ④地域における居場所づくりの推進	北坂戸団地におけるにぎわい再生の拠点として、市内大学と連携し、にぎわいサロンの運営を補助することを通じて、地域の活性化を目指します。	通年	北坂戸にぎわいサロンにこころの体温計リーフレットを設置します。	市民	A	計画していたリーフレットの設置による啓発を実施できました。	政策企画課

## 令和4年度 生きるための支援施策に関連する事業の実施報告 【基本施策】

【評価】A：十分達成（100%以上） B：概ね達成（70%以上） C：やや不十分（50%以上70%未満） D：不十分（50%未満）

No.	基本施策	内容	実施時期・回数	実施内容	対象者	評価 (A~D)	評価の理由 今後の展開・課題等	担当課
76		児童センターに来館する児童の相談に応じます。	通年	児童センターに来館する児童が気軽に悩みや相談を打ち明けられる場の構築に努めます。来館・退館時に出迎え見送りをし、その際なるべく声をかけるようにしています。また、世間話に心がけ、話しやすい雰囲気づくりに努めます。	18才までの児童及びその保護者	A	日々の何気ない会話を積み重ねることでアットホームな雰囲気を作れたと思います。話しやすい雰囲気づくりを引き続き行っていきます。	こども支援課（児童センター）
77		乳幼児と保護者を対象に、保護者同士の交流や情報交換の場の提供、育児相談等を行います。	通年	乳幼児と保護者を対象に、つどいの広場や赤ちゃんサロン等を児童センターで開催し、保護者同士の交流や情報交換の場の提供、育児相談等を行います。事業実施時、好きなアイスは？等のお題を決めて発表しています。「プチ交流会」を開催し、保護者同士で交流しやすい環境作りに努めます。	乳幼児親子	B	利用しやすい環境づくりに努めました。今後も適宜内容の見直しを実施し、事業を継続していきます。	こども支援課
78	基本施策4 生きることの促進要因への支援 ④地域における居場所づくりの推進	乳幼児を対象にあそぼう会を実施し、親子の触れ合いを支援する場を提供します。また、親子が集う自主サークルの活動支援に努めます。	通年・33回	乳幼児を対象にあそぼう会を実施（129名参加）し、親子の触れ合いを支援する場を提供した。	子育て家庭	A	年間を通して、あそぼう会を実施し、親子の触れ合いを支援する場を提供することができました。	保育課
79		障害者に対し、創作的活動や生産活動など社会との交流の機会の提供に努めます。	通年	地域活動支援センター事業を実施し、障害者が社会と交流する機会を提供しました。	支援が必要な障害者	B	当初の計画していた内容を実施しました。	障害者福祉課
80		放課後子どもげんき教室を開催し、子どもたちの安心安全な居場所づくりに努めます。	通年	左記内容のとおり（大家小…月2回、ほか3校…週1回）	三芳野・勝呂・大家・片柳小学校の児童	D	新型コロナウイルス感染症の影響により実施を中止しました。	社会教育課
81		各公民館、入西地域交流センターで様々な講座を開催するとともに、講座終了後も自主的な活動が続けられるように支援することで市民の学習の推進と社会参加を促進します。	通年	各公民館・地域交流センターで通年8~14事業、延べ96事業を実施しました。	市民・市内在勤者	A	地域住民にとって最も身近な学びの拠点として、引き続き今後も多様な学習機会を提供をしていきます。	公民館 地域交流センター
82		身近な集会所・公民館等を拠点に高齢者・障害者・子育て中の親と子等が気軽に集まり地域の仲間づくり、生きがいがつくりがけるサロン活動を支援します。	通年	助成金の交付、用具の貸出し等によりふれあい・いきいきサロン事業を推進し、地域の仲間づくり、生きがいがつくりを支援します。	サロン 約30団体	B	助成金の交付、用具の貸出を行うとともに、感染症対策のために消毒用アルコール・ハンドソープの配布を行いました。	坂戸市社会福祉協議会

## 令和4年度 生きるための支援施策に関連する事業の実施報告 【基本施策】

【評価】 A：十分達成（100%以上） B：概ね達成（70%以上） C：やや不十分（50%以上70%未満） D：不十分（50%未満）

No.	基本施策	内容	実施時期・回数	実施内容	対象者	評価 (A~D)	評価の理由 今後の展開・課題等	担当課
83	基本施策4 生きることの促進要因への支援 ⑤支援者への支援	市民からの相談に応じる職員の健康維持を目的に、メンタルヘルス対策を実施します。	【ストレスチェックテスト】 7月、1回 【相談窓口】 令和4年4月1日から令和5年3月31日	【ストレスチェックテスト】 ストレスチェックテストの実施（627名）。 結果の返却、高ストレス者へ産業医面談の勧奨、アフターフォロー用セルフケア動画の配信 【相談窓口】 相談窓口の開設。庁内LANで相談窓口について随時周知。	坂戸市職員約700名 (再任用職員、任期付職員、会計年度任用職員、一部事務組合等への出向職員を含む。)	B	セルフケアを周知し、支援者となる職員のストレス軽減を図っていきます。	職員課
84		送迎サービスや日中活動の場を提供することにより、障害のある人の家族の介護負担の軽減及び就労支援を図ります。	通年	送迎サービスや日中活動の場を提供することにより、障害のある人の家族の介護負担の軽減及び就労支援を図りました。	支援が必要な障害者	B	当初の計画していた内容を実施しました。	障害者福祉課
85		坂戸市内小・中学校の職員にストレスチェックを実施します。	年1回	学校職員にストレスへの気づきやセルフケアを促し、精神疾患の発症を未然に防止します。	申込者532人 回答者441人 回答率82.89%	B	未回答者がいることから回答率を上げることが課題です。	学校教育課
86	基本施策5 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育	いじめ防止や人権教育の観点から、生命の尊さについて考える教育をします。	通年	いじめ防止や人権教育の観点から、生命の尊さについて考える授業を教育課程に位置付けて実施します。	全児童生徒	B	いじめ防止や人権教育の観点から、生命の尊さについて考える授業を教育課程に位置付けて実施しました。	学校教育課

全86事業

## 令和4年度 生きるための支援施策に関連する事業の実施報告【重点施策】

【評価】A：十分達成（100%以上） B：概ね達成（70%以上） C：やや不十分（50%以上70%未満） D：不十分（50%未満）

No.	重点施策	内 容	実施時期・回数	実施内容	対象者	評価 (A~D)	評価の理由 今後の展開・課題等	担当課
1		交通安全母の会が実施する高齢者訪問活動を通じて、困りごとを抱える高齢者を必要な相談窓口につなげます。	通年	左記内容のとおり	市民	B	引き続き相談窓口等の情報提供を行っていきます。	交通対策課
2		緊急時通報システムや配食サービス等の在宅福祉サービスを提供し、高齢者等の在宅の支援を行います。	通年	緊急時、受信センターに通報することにより、救助及び援助活動を受けられる装置を設置するなど高齢者の在宅生活を支援します。	市民	B	引き続き市民への周知を図り、支援を継続していきます。	高齢者福祉課
3		高齢者の権利擁護に関する相談を通じて、生きづらさを感じる方の早期発見と支援に努めます。	随時	成年後見制度など権利擁護に関する相談	市民	B	成年後見相談会等で周知を図るとともに、支援を継続していきます。	高齢者福祉課
4		地域で介護予防に取り組む自主グループ活動の支援を行う中で、当事者や家族が抱える問題を察知し、必要な支援先につなぎます。	通年	自主グループ活動支援を行う中で、予防教室の周知を行い、また、介護認定が必要な方の支援を行うなど、対象者の問題に合わせた支援を行います。	65歳以上の市民及びその家族	B	委託包括や専門職と連携を図り、引続き支援が必要な対象者の発見等に努めます。	高齢者福祉課
5		地域包括支援センターが、高齢者と家族の悩み事や介護保険等についての相談を行う中で、本人や家族が抱える問題を察知し、支援や対策につなぎます。	通年	本人や家族が抱える問題把握をして、関係機関につなぎます。	市民	B	適切な関係機関に繋げるよう、資源の情報収集を常に行います。	高齢者福祉課
6	重点施策1 高齢者への支援 ①高齢者への「生きるための支援」の充実と啓発、連携体制の充実	坂戸鶴ヶ島医師会や介護保険事業所等と連携して、在宅医療や介護が滞りなく実施され、一人ひとりの高齢者の実情にあったケアが行われる体制づくりを推進します。	通年	地域包括ケアシステム推進協議会を開催し、情報の共有化、課題抽出、対策等を協議します。また、坂戸鶴ヶ島医師会に委託し、市民公開講座や電話相談を行い、市民への普及啓発等を推進します。	市民	B	協議会を2回開催、関係機関で課題を共有し、ワーキンググループで健康教育を実施しました。	高齢者福祉課
7		介護家族等を対象に介護家族教室を開催し、介護に関する知識や技術の習得や相談機会の提供を通じて介護者の負担軽減を図ります。	年9回	教室を通して、介護者の負担軽減を図ります。	市民	B	介護に関わるさまざまな分野の教室開催を引続き行っていきます。	高齢者福祉課
8		要介護認定や介護給付に関する手続きの際、介護にまつわる諸問題についての相談の機会を通じて、介護者及び要介護者の不安や負担の軽減を図ります。	通年	適切なケアプランに基づく介護サービスの提供により、介護者及び被介護者の負担軽減を図ります。	要支援・要介護認定者及びその家族	B	電話や来庁による各種申請手続き時等に、傾聴を実施し、介護者等の不安解消へ向け適切な対処方法の紹介などを、今後もすすめていきます。	高齢者福祉課
9		養護老人ホーム等への措置入所手続きの中で、本人や家族等が抱える様々な問題を察知し、必要な支援につなぎます。	通年	65歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者を老人福祉法に基づく施設等へ措置します。	65歳以上	B	引き続き、措置入所が必要な方の状況を確認しながら、支援につなげていきます。	高齢者福祉課
10		介護予防サポーター養成講座を実施し、介護予防に携わる活動の担い手を増やします。	10月～12月全8回	理学療法士を講師として全8回の講座を開き、運動に関する基礎知識を学び、地域で活躍する介護予防サポーター（担い手）を増やします。	65歳以上の市民	B	引続き担い手の要請を行っていきます。	高齢者福祉課
11	重点施策1 高齢者への支援 ②高齢者支援に携わる人材の養成	介護サービス事業所従事者や、介護支援専門員の研修において、高齢者の自殺の現状やメンタルヘルス等に関する情報提供を行います。	8月上旬	市内の介護施設・事業所に勤務する職員の技術向上を図り、介護サービスの維持及び向上を目指すことにより、適切な介護サービスを提供し介護者及び被介護者の負担軽減を図ります。	市内介護サービス施設・事業者の従事者	B	特に虐待防止の研修を実施し、介護施設等職員のメンタルの保ち方について指導を実施しました。	高齢者福祉課

## 令和4年度 生きるための支援施策に関連する事業の実施報告【重点施策】

【評価】A：十分達成（100%以上） B：概ね達成（70%以上） C：やや不十分（50%以上70%未満） D：不十分（50%未満）

No.	重点施策	内 容	実施時期・回数	実施内容	対象者	評価 (A~D)	評価の理由 今後の展開・課題等	担当課
12	重点施策1 高齢者への支援 ②高齢者支援に携わる人材の養成	認知症サポーター養成講座を実施し、認知症についての正しい知識の啓発を通じて、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。	通年	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成します。	市民	B	引き続き、市民だけではなく市の職員や関係団体職員向けの養成講座を実施していきます。	高齢者福祉課
13		特別乗車証を保有する70歳以上の方の市民バスの運賃を無料にすることにより、高齢者が出掛けやすい環境づくりを促進します。	通年	左記内容のとおり	市民	A	引き続き高齢者が出掛けやすい環境づくりを促進します。	交通対策課
14		おれんじカフェ事業を実施し、認知症の当事者やその家族、介護従事者など地域で認知症に関心のある方が気分転換や情報交換が出来る場を提供します。	通年	認知症当事者やその家族、介護従事者等、認知症に関心のある方が気軽に来られる場所としておれんじカフェを開催します。	市民	B	地域包括支援センターや市民の団体等により、19か所でおれんじカフェを実施した。引き続き誰もが集える場所として開催していきます。	高齢者福祉課
15	重点施策1 高齢者への支援 ③高齢者の健康づくり、社会参加及び居場所づくりの促進	いきいき高齢者認定事業を通じて、生きがいを持ち、地域で長く健康に過ごすことの重要性についての啓発を図ります。	令和4年10月	生きがいを持ち、長く健康で生活してもらうことを目的として、市民の模範となる高齢者を認定する。	市民	C	広報やHP、施設での案内を通して、事業のさらなる周知を図ります。	高齢者福祉課
16		地域で介護予防に取り組む自主グループを支援します。	通年	効果的な運動を継続的に実施できるよう、リハビリ専門職（理学療法士、作業療法士）を各グループへ派遣し支援します。	65歳以上の市民及びその支援のための活動にかかわる市民	B	委託包括と専門職と連携を図り、引続き支援を行っていきます。	高齢者福祉課
17		ゲートボール大会やグラウンドゴルフ大会等のイベント開催を通じて、高齢者の健康増進と社会参加を推進します。	ゲートボール大会10月7日 グラウンドゴルフ大会11月18日	左記内容のとおり	市民	B	老連会員だけでなく一般市民を参加対象者とし、高齢者の健康推進と社会参加のさらなる推進を図ります。	高齢者福祉課
18		高齢者大学を開催し、高齢者が活動を通して、生きがいのある毎日を過ごすことや地域における仲間づくりを支援します。	5月～令和5年3月まで各館年7～14回延べ96回	生活、歴史、健康、音楽など多岐にわたって生涯学習を実施します。	60歳以上 502名	A	受講者を2グループに分けるなど、感染症対策を徹底して実施しました。	公民館 交流センター
19		市営住宅の家賃納付相談を行う際、対象者の状況把握に努め、必要に応じて適切な相談窓口につなぎます。	随時	新たに市営住宅に入居する方へ、リーフレットの配布等により生活支援の情報を提供します。	市営住宅入居者	A	新規入居者2世帯の入居にあたり、生活困窮度を把握し、必要な支援の情報を提供しました。	施設管理課
20	重点施策2 生活困窮者への支援 ①生活困窮者への「生きるための支援」の推進と連携の強化	税務相談に訪れる市民に対し、税理士による適切な助言を行います。	毎月第3木曜日	税理士が相続・贈与・マイホーム取得等に係る税のしくみ等について、市民の相談に応じ、適切な助言を行います。相談は、個室で毎月第3木曜日の午前10時から午後3時まで実施します。	市民	A	予定されていた全12回の相談を実施することができました。	課税課
21		生活保護受給者に対し、市税の減免措置を行います。	通年	生活保護受給者が、納期限の7日前まで市税減免申請書を提出することで、申請後の納期限に係る個人市民税及び固定資産税の税額を減免します。	生活保護受給者	A	すべての申請者の減免を行いました。	課税課

## 令和4年度 生きるための支援施策に関連する事業の実施報告【重点施策】

【評価】A：十分達成（100%以上） B：概ね達成（70%以上） C：やや不十分（50%以上70%未満） D：不十分（50%未満）

No.	重点施策	内 容	実施時期・回数	実施内容	対象者	評価 (A~D)	評価の理由 今後の展開・課題等	担当課
22		納税相談に訪れた市民に対し、助言を行うとともに、必要に応じて適切な相談窓口につながります。	通年	左記内容のとおり	市民	B	納税相談に訪れた市民を必要に応じて福祉部門等の相談窓口案内しました。	納税課
23		国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付相談に訪れた方に対し、納税課・高齢者福祉課と連携し、助言を行うとともに必要に応じて適切な相談窓口につながります。	通年	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付相談に訪れた方に対し、納税課や高齢者福祉課と連携し、今後の納付等についての助言を行うとともに、必要に応じて福祉サービス等の適切な相談窓口につなげました。	市民	B	引き続き、納付相談に訪れた方に助言を行うとともに、関係課と連携し、対応してまいります。	健康保険課
24		生活保護受給者が自立した生活が送れるように就労相談等を実施し、適切な支援を行います。	通年	専門の相談員が就労相談を実施し、自立に向けた支援を行います。	生活保護受給者	B	就労先が決まっても直ぐに離職するケースが増加しています。特に離職後働いていない期間の長い被保護者に対してはパートタイムから段階的にフルタイム移行につながるよう引き続き支援の継続に努めます。	福祉総務課
25	重点施策2 生活困窮者への支援 ①生活困窮者への「生きるための支援」の推進と連携の強化	高校や大学等の入学等の貸付事業において、家庭状況を把握し、必要に応じて適切な相談窓口につながります。	10月・1月の2回	翌年度に高等学校、大学等に入学を希望する方の保護者で、入学に要する費用の調達が困難な方に、費用の一部を無利子で貸付けます。	市民・10人	A	申請者全員に満額で貸付することができたため。	教育総務課
26		経済的な理由により就学が困難と認められる児童・生徒及び特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対して、必要な援助を行います。	4月(2回)・6月・8月・3月	新入生児童生徒学用品費、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、医療費、体育実技用具について、申請をもとに指定された金額もしくは指定された金額以内で支給します。	要・準要保護者1349名(就学予定認定者含) 特別支援教育就学奨励費支給者147名	B	申請漏れ等のないよう、引き続き学校と連携し保護者への制度周知を図り、申請を促します。	学校教育課
27		水道料金の納付に関して相談があった場合、対象者の状況把握に努め、適切な相談窓口につながります。	通年・延べ2,378件/年	関係各課と連携し必要に応じ、生活扶助対象者に対して基本料金の減免措置により負担軽減を図ります。	生活保護(生活扶助)受給者	A	施策は十分達成できました。引き続き関係各課と連携しながら実施してまいります。	坂戸、鶴ヶ島水道企業団給水課
28		資金援助等の相談時に、相談者と対面し状況把握に努め、必要に応じて適切な機関につなぎ、問題解決を支援します。	通年	彩の国あんしんセーフティネット事業等により、生活困窮者への支援を行うとともに、福祉資金の貸付け等により、経済的自立と生活の安定を図ります。	市民	A	令和5年3月末時点で、彩の国あんしんセーフティネットによる支援は15件、生活福祉資金の貸付は約260件ありました。	坂戸市社会福祉協議会
29	重点施策2 生活困窮者への支援 ②生活困窮者自立支援事業との連動	生活困窮者からの相談に応じ、自立に向けた包括的な支援を行うため、関係機関との連絡調整等の支援を行います。	通年	「自立生活サポートセンター」において、専門の相談員が相談者の困りごとを聞き取り、相談内容に応じて関係各課へとつなぐことで包括的な支援を行います。	生活困窮者	A	自立生活サポートセンターでの相談内容から他法他施策のサービス案内等、関係部署につないでまいります。今後においても引き続き相談者の状況に応じて支援に努めます。	福祉総務課

## 令和4年度 生きるための支援施策に関連する事業の実施報告【重点施策】

【評価】A：十分達成（100%以上） B：概ね達成（70%以上） C：やや不十分（50%以上70%未満） D：不十分（50%未満）

No.	重点施策	内 容	実施時期・回数	実施内容	対象者	評価 (A~D)	評価の理由 今後の展開・課題等	担当課
30	重点施策2 生活困窮者への支援 ②生活困窮者自立支援事業との連動	離職等により住居を失った又は失うおそれのある生活困窮者が安定した就職活動ができるように、有期で家賃相当額を支給します。	通年	離職等により住居を失った又は失うおそれのある生活困窮者が、安定した住居を確保して就職活動を行うことができるように、有期で家賃相当額を支給します。	生活困窮者	A	一定の要件を満たす者に対し、実質相当額（住宅確保給付金）を有期で支給することで安定した就職活動がにつながりました。今後においても引続き住居確保給付金の支給により自立の支援に努めます。	福祉総務課
31		生活困窮・生活保護世帯の子どもを対象に学習支援を行います。	原則週2回	子どもの学力格差の解消を目的に、生活困窮・生活保護世帯の子どもを対象に学習支援を行うことで、貧困の連鎖解消を目指しています。（福祉総務課） 毎週水曜日と土曜日に、市内4会場で学習支援教室を開催します。（こども支援課）	ひとり親家庭等の世帯 生活保護世帯及び生活困窮世帯の小学4年生～中学生	B	今年度は320回教室を開催し、参加人数延べ2,931人でした。今後も委託事業者と連携を図り学習支援を継続していきます。	福祉総務課 こども支援課
32		非自発的失業者等に対し、国民健康保険税の軽減措置を行います。	通年	国民健康保険税を算定する際に、非自発的失業者等に該当する方の前年の給与所得を30/100とみなすことで、国民健康保険税の軽減措置を行いました。	市民	B	引き続き、非自発的失業者等に該当する方の保険税の軽減措置を行います。	健康保険課
33	重点施策3 無職者・失業者への支援 ①失業者等に対する相談支援の機会の充実	失業者に対してハローワーク等と連携し、再就職支援等の各種雇用対策を推進するとともに、失業に直面した際に生じる心の悩み相談などについては、関係課へつなぎます。	通年	川越公共職業安定所等と連携し、「坂戸市ふるさとハローワーク」を運営します。ふるさとハローワークでは求人情報の検索や就職支援ナビゲーターによる職業相談・紹介を行います。 内職相談室では、内職に関する相談・斡旋を行います。また、それぞれの窓口へこころの体温計リーフレットを設置します。	市民	A	各相談窓口を予定どおり設置・運営しました。今後も継続します。	商工労政課
34		若者の就業を促進するため、関係機関と連携し面接会を開催します。	年1回	川越公共職業安定所等と連携し、若者の就業を促進するため、若者を対象とした面接会を開催します。	若者150人（おおむね40才程度まで）	D	12月13日に開催し、16名が参加しました。PRを強化します。	商工労政課
35	重点施策3 無職者・失業者への支援 ②相談先の周知の推進	労働に関する各種相談窓口を掲載したリーフレットを配布し、周知します。	通年	左記内容のとおり	市民	A	商工労政課付近のパンフレットラックやふるさとハローワーク前に配架しました。今後も継続します。	商工労政課
36		全児童・生徒にいじめや不登校、学校生活等に関する相談先を掲載したリーフレット等を配布します。	3月	県教育局や市が作成したいじめや不登校、学校生活等に関する相談先を掲載したカード及びリーフレットを配布します。	全児童・生徒・保護者	B	県教育局や市が作成したいじめや不登校、学校生活等に関する相談先を掲載したカード及びリーフレットを配布し、啓発できました。 必要に応じてソーシャルスクールワーカーやこども支援課と連携しながら児童生徒の状態に応じた支援等を行いました。	学校教育課
37	重点施策4 子ども・若者への支援 ①児童・生徒や家族に対する相談体制の充実	未就学児・児童生徒に適した学習環境を提供するため関係機関と連携し、きめ細やかな相談活動を行います。	通年	児童生徒の状態に応じた支援等が行えるよう相談業務を実施します。	児童生徒・保護者	B	原則自学自習ではあるが、それぞれの実態や個に応じて学習や生活の支援を行うことができました。	教育センター
38		教育センターに設置されている適応指導教室において、不登校児童・生徒の学校復帰を支援します。	通年	通級により社会生活への適応と学校復帰のための支援を行います。	不登校児童生徒	B		教育センター

## 令和4年度 生きるための支援施策に関連する事業の実施報告【重点施策】

【評価】A：十分達成（100%以上） B：概ね達成（70%以上） C：やや不十分（50%以上70%未満） D：不十分（50%未満）

No.	重点施策	内 容	実施時期・回数	実施内容	対象者	評価 (A~D)	評価の理由 今後の展開・課題等	担当課
39	重点施策4子ども・若者への支援 ①児童・生徒や家族に対する相談体制の充実	各小・中学校にさわやか相談員を配置するとともにスクールロイヤーを活用して、いじめや学校生活の悩み等の相談に対し、問題解決に向けて支援します。	通年	各小・中学校にさわやか相談員を配置するとともにスクールロイヤーを活用して、いじめや学校生活の悩み等の相談に対し、問題解決に向けて支援します。	児童生徒・保護者等	B	各小・中学校にさわやか相談員を配置しました。また、スクールロイヤーを活用して、いじめや学校生活の悩み等の相談に対し、問題解決に向けて支援しました。	教育センター
40		学校生活・性格・行動・心や体・親子関係等子どもに関する悩みについての教育相談を実施します。	通年	教育センターに教育相談員3名、臨床心理士2名、スクールソーシャルワーカー2名を配置し面談・電話での相談に応じます。	児童生徒・保護者等	B	相談者の話を傾聴しながら、相談者に寄り添いながら電話や面談等で対応することができました。	教育センター
41	重点施策4子ども・若者への支援 ②児童・生徒のSOSの出し方に関する教育の推進	いじめ防止や人権教育の観点から、生命の尊さについて考える教育をします。	通年	いじめ防止や人権教育の観点から、生命の尊さについて考える授業を教育課程に位置付けて実施します。	全児童生徒	B	いじめ防止や人権教育の観点から、生命の尊さについて考える授業を教育課程に位置付けて実施しました。	学校教育課
42		児童・生徒が仲間との協働により自分の学びを深める「学び合い学習」を通じて集団への所属感を高め、お互い助け合うことから自己肯定感を高められるような学習環境づくりを推進するとともに、教員の指導力向上に向けた研修会を実施します。	通年	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進します。「学び合い」のスーパーバイザーを講師とした教員研修会や授業研究会を実施します。	小中学校19校	B	市内19校すべてで実施した。新型コロナ対策のため、他校からの参観を制限した時期もあった。次年度は各校の交流を広げていきます。	教育センター
43	重点施策4子ども・若者への支援 ③児童・生徒の健全育成に資する各種取組を推進	児童センターに来館する児童の相談に応じます。	通年	児童センターに来館する児童が気軽に悩みや相談を打ち明けられる場の構築に努めます。 (こども支援課) 普段の遊びの中でコミュニケーションをとりながら、学校での出来事や家庭のことなど話したい時に話せるように対応します。(児童センター)	18才までの児童及びその保護者	A	引き続き明るく、話しやすい雰囲気づくりをし、来館者を温かく見守りたいと思います。今後も話しやすい雰囲気づくりを継続していきます。	こども支援課(児童センター)
44		放課後子どもげんき教室を開催し、子どもたちの安心安全な居場所づくりに努めます。	通年	左記内容のとおり (大家小…月2回、ほか3校…週1回)	三芳野・勝呂・大家・片柳小学校の児童	D	新型コロナウイルス感染症の影響により実施を中止しています。	社会教育課
45		非行防止街頭キャンペーン、子ども110番の家事業、青少年健全育成推進店などの取組により、青少年の健全育成に努めます。	通年	左記内容のとおり	市民	A	書面審議の資料と併せて配布した。引き続き啓発を継続していきます。	社会教育課



## 令和4年度 生きるための支援施策に関連する事業の実施報告【重点施策】

【評価】A：十分達成（100%以上） B：概ね達成（70%以上） C：やや不十分（50%以上70%未満） D：不十分（50%未満）

No.	重点施策	内 容	実施時期・回数	実施内容	対象者	評価 (A~D)	評価の理由 今後の展開・課題等	担当課
46	重点施策4 子ども・若者への支援 ④児童・生徒を地域で支える関係者への研修の実施	児童・生徒のすこやかな成長に向けて大学教授等を講師として招き、教職員を対象にアンガーマネジメントや教師学についての研修会を行います。	R4.8.24	大阪市立大空小学校初代校長 木村康子氏を講師に迎え、すべての児童生徒の居場所をつくり、不登校児童生徒がいない学校づくりを目指した取り組みについて学びます。	小中学校教職員・さわやか相談員	B	大阪市立大空小学校初代校長 木村康子氏を講師に迎え、すべての児童生徒の居場所をつくり、不登校児童生徒がいない学校づくりを目指した取組について学びました。	教育センター
47	重点施策4 子ども・若者への支援 ⑤若者向けの相談・支援の推進	児童・生徒が仲間との協働により自分の学びを深める「学び合い学習」を通じて集団への所属感を高め、お互い助け合うことから自己肯定感を高められるような学習環境づくりを推進するとともに、教員の指導力向上に向けた研修会を実施します。	通年	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進します。「学び合い」のスーパーバイザーを講師とした教員研修会や授業研究会を実施します。(No.42の再掲)	小中学校19校	B	市内19校すべてで実施しました。新型コロナ対策のため、他校からの参観を制限した時期もありました。次年度は各校の交流を広げていきます。	教育センター
48	重点施策4 子ども・若者への支援 ⑤若者向けの相談・支援の推進	若者の就業を促進するため、関係機関と連携し面接会を開催します。	年2回	川越公共職業安定所等と連携し、若者の就業を促進するため、若者を対象とした面接会を開催します。(No.34の再掲)	若者150人（おおむね40才程度まで）	D	12月13日に開催し、16名が参加しました。PRを強化します。	商工労政課
49	重点施策4 子ども・若者への支援 ⑤若者向けの相談・支援の推進	成人式において、労働に関する相談窓口を掲載したリーフレットを作成・配布し周知します。	年1回	左記内容のとおり	新成人	A	各公民館で配布する新成人向けの他のリーフレットと一緒に配布しました。今後も継続します。	商工労政課

全49事業